



資産所得倍増プランと資産形成支援に 関する取組み

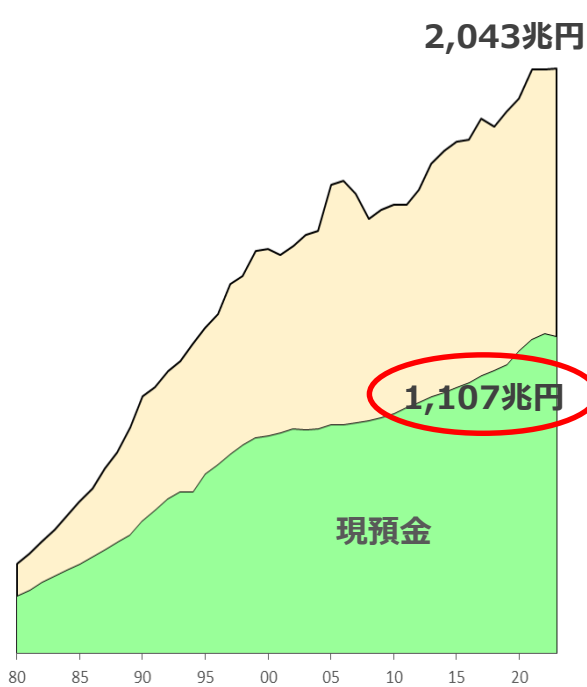
日本証券業協会・一般社団法人全国銀行協会 主催セミナー
職場における資産形成セミナー～社員のファイナンシャル・ウェルネスの向上に向けて～

2023年8月25日(金) 内閣府副大臣(金融) 藤丸 敏

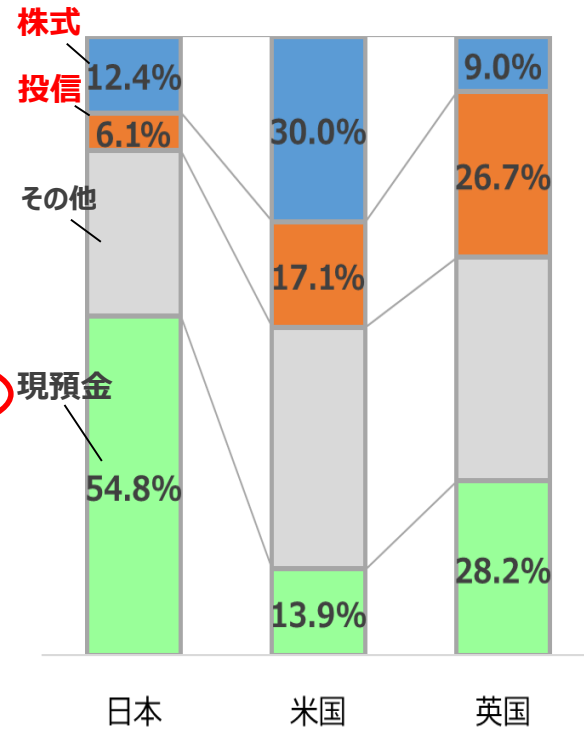
1. 資産所得倍増プランの概要①

- 2022年11月28日、新しい資本主義実現会議にて、資産所得倍増プランが決定。
- 我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金を投資に繋げることで、持続的な企業価値向上の恩恵が資産所得の拡大という形で家計にも及ぶ「成長と資産所得の好循環」を実現させる。

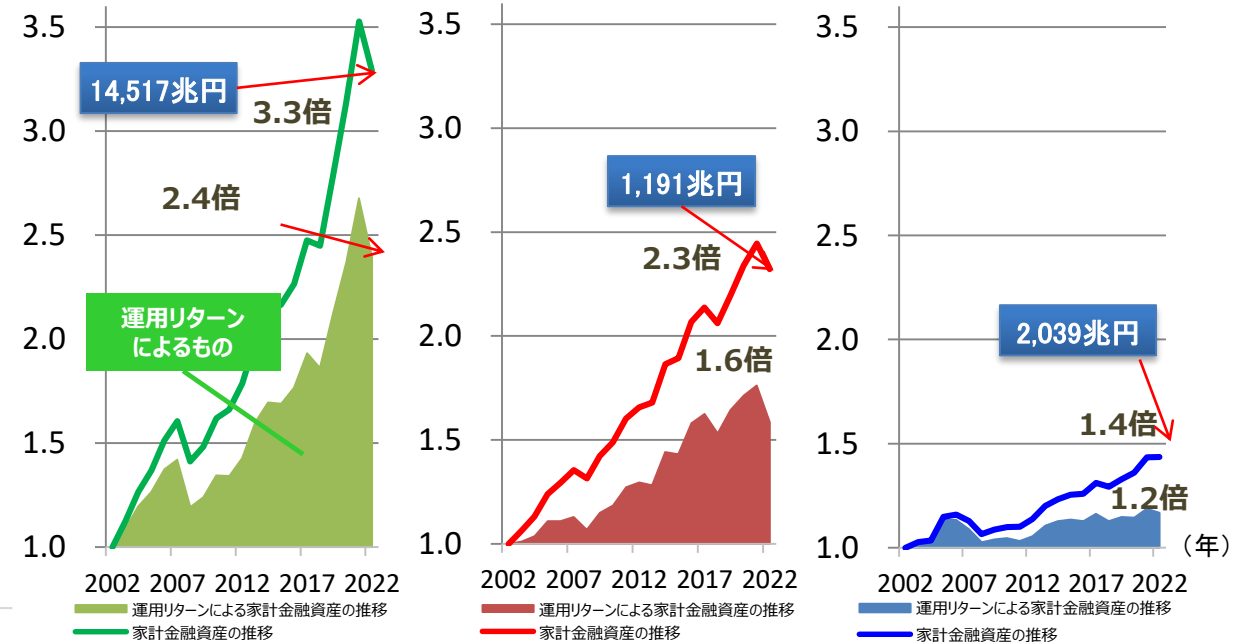
我が国の家計金融資産の推移
(2023年3月末時点)



各国家計の株式・投信の割合
(2022年末時点)



各国の金融資産の推移
(2022年末時点)



(出典) 日本銀行より、金融庁作成

(※) 株式・投信は間接保有を含む割合。
(出典) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

(注) 上記の運用リターンによる資産の伸びは、資産価格の変動による伸びから算出してあり、利子や配当の受取りを含まない。
(注) 22年末時点の値。米国、英国については、22年12月末の為替レートにて換算(1ドル=131.12円、1ポンド=158.466円)
(資料) FRB、ONS、日本銀行より、金融庁作成

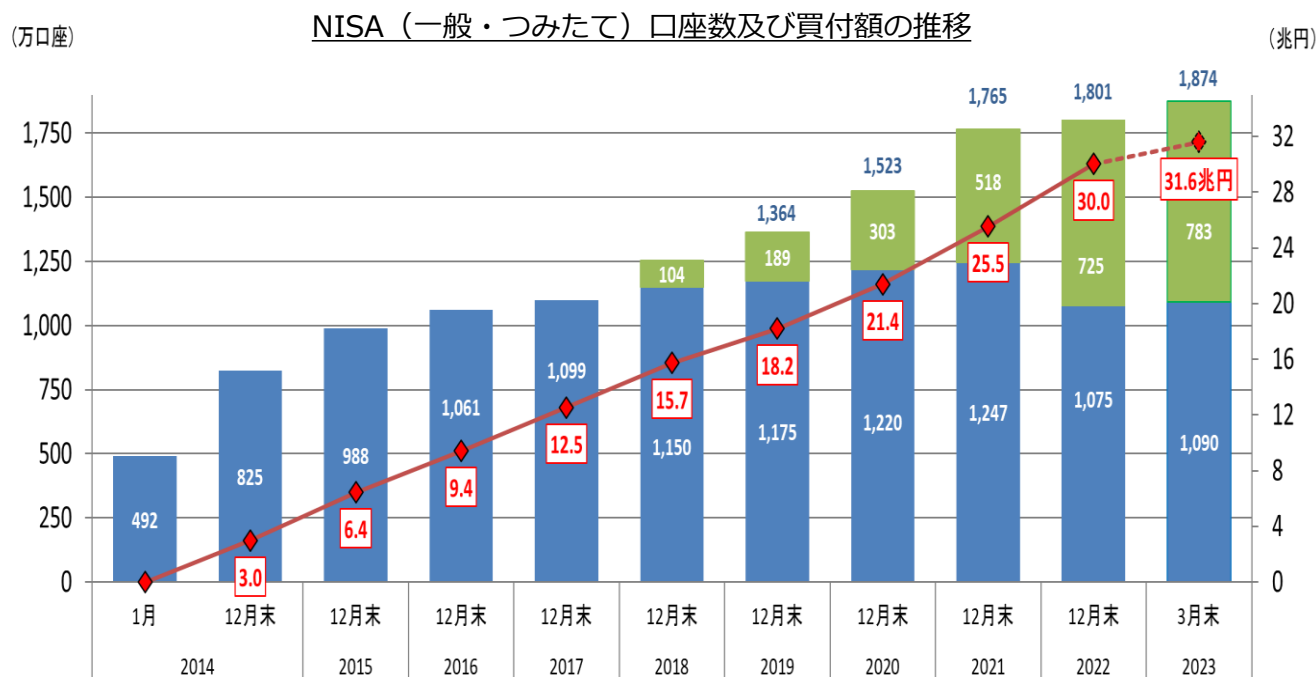
1. 資産所得倍増プランの概要②

<目標>

- ① 5年間で、NISA総口座数（一般・つみたて）の倍増（1,700万から3,400万）、NISA買付額の倍増（28兆円から56兆円）
- ② その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。これらの目標の達成を通じて、長期的な目標として資産運用収入そのものの倍増も見据える。

<プランの方向性>

- 投資未経験者が投資を行わない理由として、「資産運用に関する知識がないから」、「購入・保有することに不安を感じるから」を回答する人が多いといった調査結果もある。このため、NISA等の制度を簡素でわかりやすく、使い勝手のよいものとともに、投資に関する知識不足の解消や不安の払拭に向けた取組等が必要。
- こうしたことを踏まえ、資産所得倍増に向けて、7本柱の取組を一体として推進する。



<7本柱の取組>

- 第一の柱：家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるNISAの抜本的拡充や恒久化
- 第二の柱：加入可能年齢の引上げなどDeCo制度の改革
- 第三の柱：消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- 第四の柱：雇用者に対する資産形成の強化
- 第五の柱：安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- 第六の柱：世界に開かれた国際金融センターの実現
- 第七の柱：顧客本位の業務運営の確保

2 . NISAの抜本的拡充や恒久化①

- 家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISA制度を抜本的拡充・恒久化（2024年1月施行予定）。
- 幅広い層に向けた積極的な周知・広報やNISA制度の優良事例の蓄積等（ブランド化）に取り組む。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠（注1）	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 （総枠）（注2）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等（注3） 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

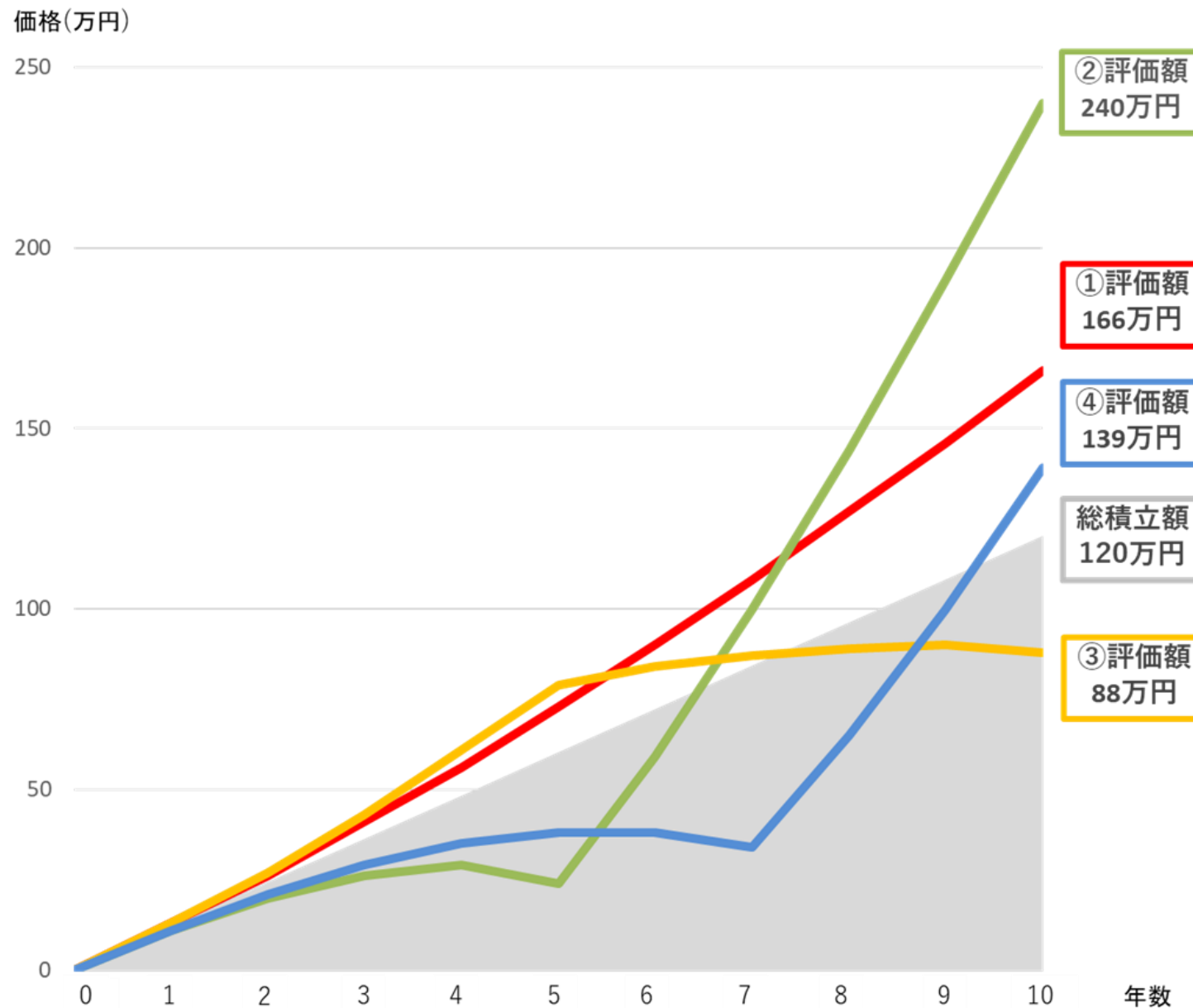
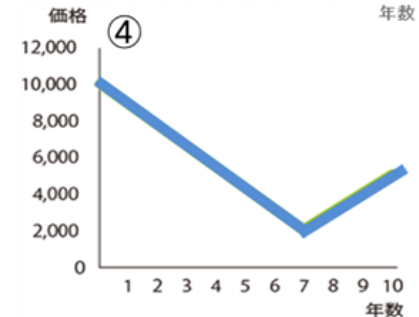
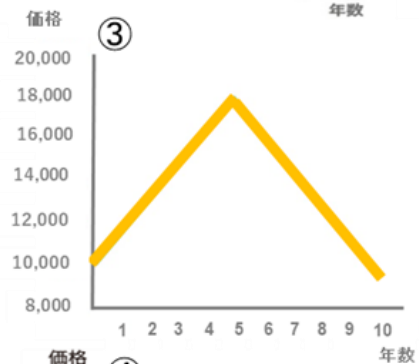
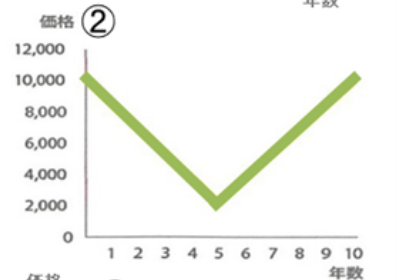
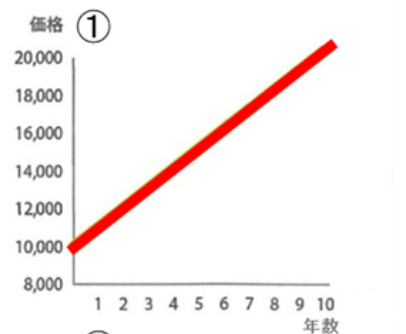
（注1）非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

（注2）利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

（注3）金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

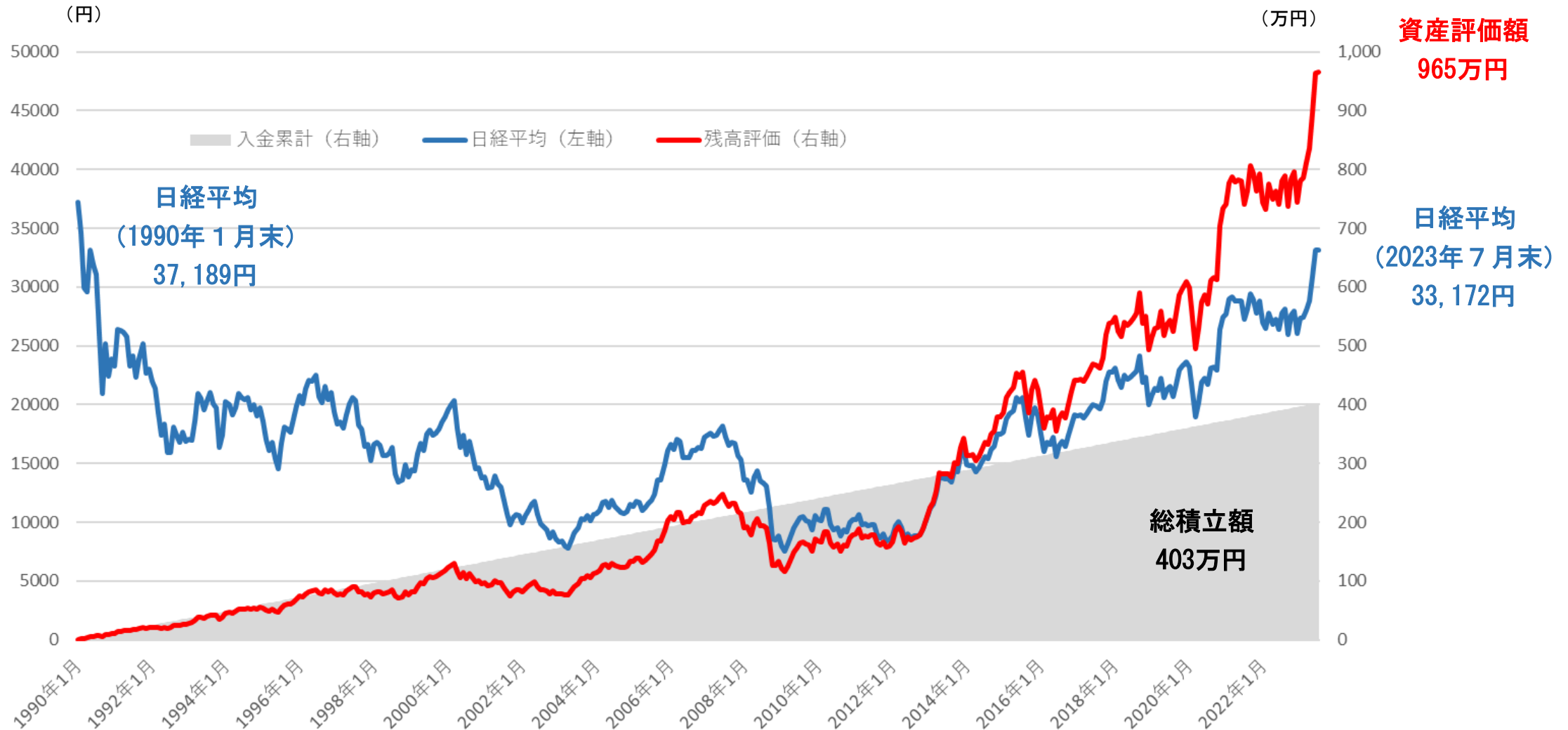
（注4）2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

(参考①) 積立投資と株価の関係 (毎月1万円 10年間積立の場合)



(参考②) 日経平均最高値の翌月から日経平均に毎月積立投資をした場合のシミュレーション

(期間：1990年1月末～2023年7月末)



(注) 上記は毎月末1万円を積立投資したと仮定して試算。なお、税金・手数料等は考慮していない。

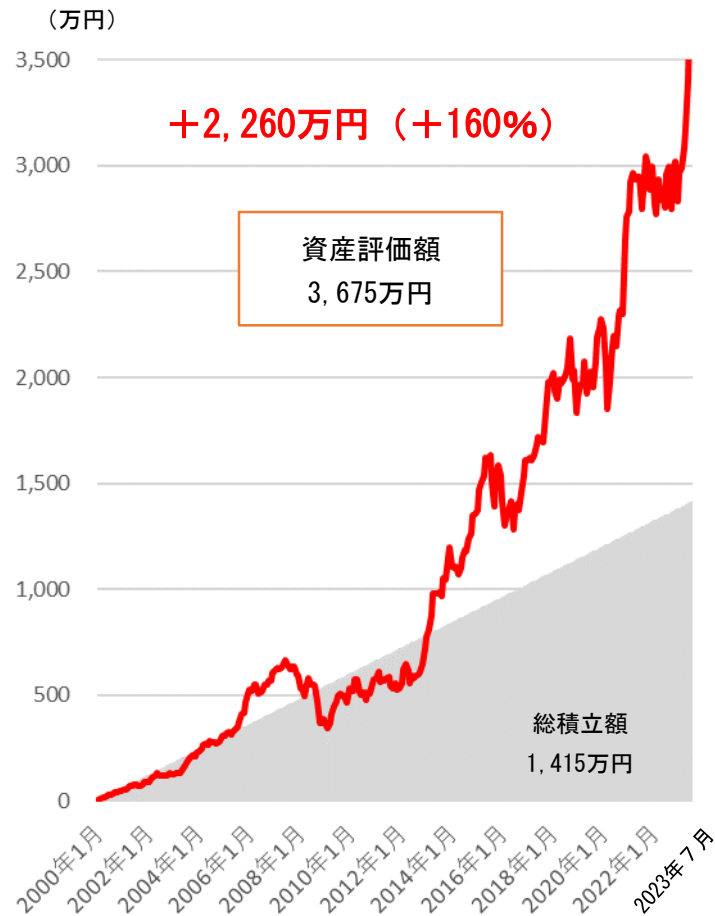
(参考③) つみたてNISAにおけるシミュレーション(2000年1月~2023年7月)

「日経平均株価」に連動する商品に、①毎月2万円、②毎月5万円、③毎月2万円+ボーナス月(6月、12月)は5万円上乗せの積立投資をした場合のシミュレーション(コスト控除後)

①毎月2万円を積立投資した場合



②毎月5万円を積立投資した場合



③毎月2万円+ボーナス月(6月、12月)は5万円上乗せの積立投資をした場合



(注) つみたてNISA対象商品のうち、「日経平均株価」のインデックスに連動する代表的な公募投信の基準価額を用いて、2000年1月から2023年7月まで(283ヶ月間)、各月末に積立投資したと仮定して試算(2023年7月末時点)。なお、上記のシミュレーションは、過去の実績を基に算出したものであり、必ずしも将来の運用成果を示唆するものではありません。

3 . ファイナンシャル・ウェルネス①

- 雇用者の資産形成支援など、「企業が従業員の幸福を目指す上で、心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）」は、従業員エンゲージメントの向上、ひいては企業価値向上に資する。

具体的な取組みの例

- 企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者教育を従業員の資産形成に関する重要な人事施策と位置付け、金融リテラシー教育を毎年継続的に実施している例
- 新入社員研修で企業型DCに関する制度を説明した上で、2年目に入る直前に、より詳細な制度・商品説明や加入希望調査を行っている事例
- 加入者に対し、運用商品の配分指定書の提出を義務付けている事例
- 毎年、マッチング拠出の申請時期の直前に、eラーニングによる研修を実施している事例
- 人事総務担当者を対象に講師養成セミナーを行い、継続教育に関する講師の内製化をしている事例

左記の取組みの成果の例

- 企業型DC加入者ウェブサイトのアクセス数の増加
- 元本確保型資産の配分割合の減少
- マッチング拠出^(注)加入率の増加
(注) 企業が毎月拠出する掛金に、従業員自身が上乗せする掛金。

3. ファイナンシャル・ウェルネス②

- 雇用者の資産形成支援に関する取組みの積極的な開示を期待。
- 令和5年3月期から、人材資本に関する開示を有価証券報告書で義務付け。

企業による雇用者の資産形成の強化は、本年（令和5年）8月に公表した「人的資本可視化指針」に示したとおり従業員エンゲージメントの向上にも効果的であり、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用者の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していく。

（資産所得倍増プラン（令和4年11月28日策定））

人的資本可視化指針（令和4年8月30日策定）

【参考】従業員エンゲージメントに関連する開示事項（例）

- 「従業員エンゲージメント」については下表の事項が挙げられる。

（※）なお、海外においては、企業が従業員の幸福を目指す上で従業員の心身の健康のみならず、経済的な安定を支援する取組み（ファイナンシャル・ウェルネス）も広がっている。

開示事項（例）	任意の開示基準				制度開示・準制度開示			
	ISO (*1)	WEF	SASB	GRI	日本		米国 (SEC)	欧州(ESRS (CSRD) (準拠))(*3)
					(有報) (*2)	(CGコード)		
従業員 エンゲージメント	○	-	○(*4)	-	・人材育成方針と社内環境整備方針につき、方針と整合的に測定可能な指標、その目標・進捗状況と併せて開示	-	-	-

（出典）内閣官房「非財務情報可視化研究会」

サステナビリティ情報（人的資本を含む）の開示に関する内閣府令の改正 （2023年1月31日公布・施行）

- 金融商品取引法に基づき上場会社等が作成する有価証券報告書において、サステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差についての開示を求める。2023年3月期から適用（2023年1月31日公布・施行）

有価証券報告書（主な項目）	第一部 企業情報	従業員の状況
	第1 企業の概況 ● 従業員の状況等（充実） 第2 事業の状況 ● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 ● サステナビリティに関する考え方及び取組（新設） ● 事業等のリスク ● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 ● コーポレート・ガバナンスの状況 第5 経理の状況 ● 連結財務諸表、財務諸表等	女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示
	サステナビリティに関する考え方及び取組 業態や経営環境等を踏まえ、企業が重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、開示（人的資本については、全企業が開示） (1)ガバナンス 全企業が開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等） (2)戦略 重要性を判断して開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等） 全企業が開示 人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針 (3)リスク管理 全企業が開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等） (4)指標及び目標 重要性を判断して開示 サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値等） 全企業が開示 人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績	

(参考④) 有価証券報告書における「ファイナンシャル・ウェルネス」や「資産形成支援」に関する開示の例

従業員のエンゲージメントや企業価値の向上のための手段として、
ファイナンシャル・ウェルネスに言及している例

(株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ)

(社内環境整備に関する方針)

(略) また、従業員の資産形成支援として、持株会社体制移行に合わせた従業員持株会の加入対象者の拡大、選択型の確定拠出年金制度等、ファイナンシャル・ウェルネスの実現に向け取り組んでいます。

一人ひとりが輝き、力を発揮するための各種の取組みを継続的に行い、地域社会の発展への貢献、従業員のエンゲージメント向上、企業成長につなげていきます。

働き方やワークライフバランス等に関する環境整備の一環として
従業員の資産形成支援に関する取組みに言及している例

(株式会社インターネットイニシアティブ)

【社内環境整備の方針】

<多様な働き方・ワークライフバランス等の推進>

(略) その他の施策として、Ⅲグループ持株会、財形貯蓄、マネーセミナーの定期開催等の資産形成支援、従業員が家族に対し職場理解を得る機会創出のためファミリーデー開催等の取組みを推進しております。

従業員の人生における
ファイナンシャル・ウェルネスの重要性に言及している例

(株式会社ひろぎんホールディングス)

(ホ) ファイナンシャル・ウェルネスに向けた取組み

当社グループは、仕事における働きがいの創出のみならず、従事者が私生活を楽しみ、充実した人生を送ることが重要であり、そのためには金銭面における安心感の付与が必要と考えております。具体的な取組みとして、従事者の資産形成に寄与するための制度として、「ひろぎんホールディングス従業員持株会」を組織し、拠出金額の10%を奨励金として補助しています。なお、当社グループにおける持株会への加入率は77.6% (2023年3月末時点) と、高い水準を維持しております。また、会員の福利増進を図ることを目的とした互助会である「ひろぎんグループ信愛会」では、災害時の給付に加え、教育資金や奨学金の借換資金等、ライフステージの節目毎に必要な金銭の貸付事業等を実施しており、金銭面のセーフティネットとしての役割を果たしています。

従業員の資産形成支援に関する取組みの成果や
従業員の金融リテラシー向上に関する取組みに言及している例

(株式会社北洋銀行)

B 社内環境整備方針

A. well-beingの実現

(略) 職員の経済的な安定の支援として財形制度、持ち株会制度、選択型確定拠出年金などの制度を導入しております。確定拠出年金については、約8割 (2022年3月末) の職員が投資信託を含めた分散投資をしており、2023年度には投資ファンドの追加や全職員を対象とした研修など、金融リテラシー向上と、さらなる資産形成支援に取り組んでまいります。

3. ファイナンシャル・ウェルネス③

- 雇用者の資産形成支援に関する財務局等の相談窓口を整備。
- 相談者の意向等を踏まえ、日本証券業協会や全国銀行協会、都道府県金融広報委員会等の講師派遣事業を紹介。

財務（支）局・総合事務所	問い合わせ先
北海道財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 011-709-2311
東北財務局	理財部金融調整官 TEL: 022-263-1111
関東財務局	理財部金融総括課 TEL: 048-600-1259
北陸財務局	理財部金融監督第三課 TEL: 076-292-7854
東海財務局	理財部金融監督第四課 TEL: 052-951-1779
近畿財務局	理財部金融総括課 TEL: 06-6949-6521

財務（支）局・総合事務所	問い合わせ先
中国財務局	理財部金融調整官 TEL: 082-221-9221
四国財務局	理財部金融監督第一課 TEL: 087-811-7780
九州財務局	理財部金融調整官 TEL: 096-353-6351
福岡財務支局	理財部金融調整官 TEL: 092-411-5089
沖縄総合事務局	財務部金融監督課 TEL: 098-866-0095

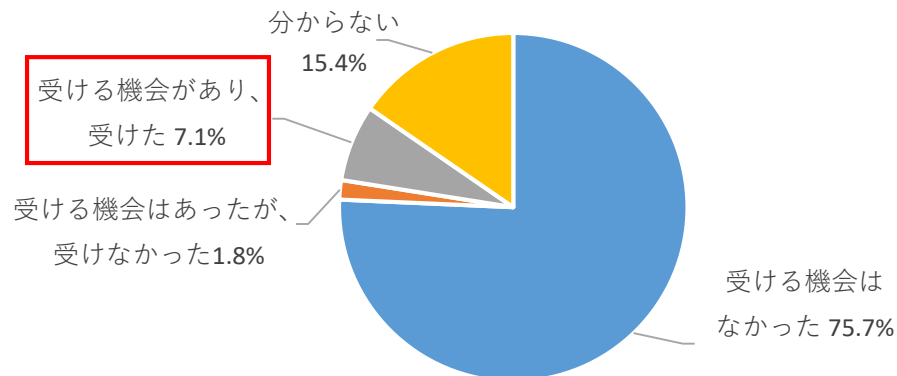
4. 金融経済教育の充実

- 中立的な組織として金融経済教育推進機構を設立する。
(関連法案の成立・施行を前提に、2024年中の設立を目指す。)
- 国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。

(注) 金融経済教育推進機構の設立や「基本的な方針」の策定については、関連法案が参議院で継続審議中。

<課題>

- 官民による様々な取組みが行われているが、資産形成に関する金融経済教育が国民の隅々まで行き届いていない。
- 中心的な担い手である業界団体は、販売目当てと思われ敬遠。
- 政府一丸となって、省庁横断的に、家計の安定的な資産形成を実現するための施策を総合的に推進していくことが重要。



(出典) 金融広報中央委員会「金融リテラシー調査2022年」

<金融経済教育の充実>

- 中立的な立場から金融経済教育を提供する「金融経済教育推進機構」を、法律に基づき設置（2024年中）。
- その際、金融広報中央委員会（事務局：日本銀行）の機能を移管・承継するほか、運営体制の整備や設立・運営経費の確保に当たっては、政府・日銀に加え、全銀協・日証協等の民間団体からの協力も得る。
- 適切な役割分担の下、官民一体となって、金融経済教育を戦略的に実施。
- 機構の具体的な業務としては、以下などを想定。
 - ① 金融経済教育の教材・コンテンツの作成
 - ② 学校や企業等への講座の展開
 - ③ 個人に対する個別相談
 - ④ 資産形成等に係る相談・助言を容易に受けられる環境整備（顧客の立場に立ったアドバイザー）

<省庁横断的な取組みの推進>

- 資産形成支援に関連する施策を関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に推進すべく、国家戦略としての「基本的な方針」を策定する。